

添付法令資料 4 :

Satu Data Indonesia<sup>1</sup>に関する 2019 年 6 月 12 日付インドネシア共和国大統領規則  
No.39 (目次)  
同月 17 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 Satu Data Indonesia の原則
  - 第 1 節 通則 (第 3 条)
  - 第 2 節 データ標準 (第 4 条ないし第 6 条)
  - 第 3 節 メタデータ (第 7 条及び第 8 条)
  - 第 4 節 データの相互運用性 (第 9 条)
  - 第 5 節 参照コード及びマスター・データ (第 10 条)
- 第 3 章 Satu Data Indonesia 運営者
  - 第 1 節 中央レベルの Satu Data Indonesia 運営者
    - 第 1 款 通則 (第 11 条)
    - 第 2 款 取締役会 (第 12 条)
    - 第 3 款 中央レベルのデータ設営者 (第 13 条)
    - 第 4 款 中央レベルのデータ保護者 (第 14 条)
    - 第 5 款 中央レベルのデータ作成者 (第 15 条)
    - 第 6 款 中央レベルの Satu Data Indonesia フォーラム (第 16 条)
    - 第 7 款 中央レベルの Satu Data Indonesia 事務局 (第 17 条)
  - 第 2 節 地方レベルの Satu Data Indonesia 運営者
    - 第 1 款 州レベルの Satu Data Indonesia 運営者及び県/市レベルの Satu Data Indonesia 運営者 (第 18 条及び第 19 条)
    - 第 2 款 地方レベルのデータ設営者 (第 20 条)
    - 第 3 款 地方レベルのデータ保護者及びサポート・データ保護者 (第 21 条)
    - 第 4 款 地方レベルのデータ作成者 (第 22 条)
    - 第 5 款 地方レベルの Satu Data Indonesia フォーラム (第 23 条)
    - 第 6 款 地方レベルの Satu Data Indonesia 事務局 (第 24 条)
- 第 4 章 Satu Data Indonesia の運営
  - 第 1 節 通則 (第 25 条)
  - 第 2 節 データ計画 (第 26 条ないし第 31 条)
  - 第 3 節 データ収集 (第 32 条及び第 33 条)
  - 第 4 節 データ調査 (第 34 条及び第 35 条)
  - 第 5 節 データ配布 (第 36 条ないし第 39 条)
- 第 5 章 資金調達 (第 40 条)

<sup>1</sup> Satu Data Indonesia とは、下記のポータルサイトを指す。

<https://data.go.id/>

- 第 6 章 国家機関及び公的法人の参加 (第 41 条)
- 第 7 章 経過規定 (第 42 条)
- 第 8 章 終則 (第 43 条及び第 44 条)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所